

山陽小野田市議会報告会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第24条第2項の規定に基づき、市民に開かれた議会をめざして、議会の説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を行うために行う議会報告会（以下「報告会」という。）について必要な事項を定めるものとします。

(時期等)

第2条 報告会は、原則毎定例会後及び、必要に応じて開催します。

2 報告会は、原則6か所で開催します。ただし、必要に応じて増減することができます。

(報告内容)

第3条 報告内容は、次の各号に掲げる事項とします。

- (1) 議決の概要
- (2) 議会の活動状況
- (3) その他必要と思われる事項

(報告会の役割及び構成)

第4条 報告会は班に分かれて行い、班は3班編成とし、議長を除く議員はいずれかの班に属するものとします。

2 班の構成は、広聴特別委員会において決定します。

3 班の構成員により、それぞれ代表者を互選によって決定します。また、司会者、報告者及び記録者を選任します。なお、質疑応答は全員で行うものとします。

4 議長は全ての会場に出席することができるものとします。

(会場等)

第5条 報告会の日程及び会場は、広聴特別委員会で決定します。

(広報)

第6条 報告会の広報については、広く市民に周知できるよう広聴特別委員会で行います。

(記録)

第7条 報告会の記録は、各班において要点を整理して作成します。

(報告会)

第8条 報告会は、1時間半程度とし次のとおり行います。

- (1) 開会あいさつ 議会の代表者
- (2) 議会報告 班の報告者

- (3) 質疑応答 司会者が指名
 - (4) 閉会あいさつ 班の代表者
- (資料)

第9条 報告会での配布資料は時期を同じくして開催する際は共通資料とし、各班の代表者が協議して作成します。

(報告会の処理等)

第10条 代表者は、報告会の終了後、文書による報告書を議長に提出します。

2 市議会に対する要望又は提言等で重要なものは、議長において取りまとめ、対応します。

3 市行政に対する要望又は提言等で重要なものは、議長において取りまとめ、市長に文書等で報告し、対応を求めます。

4 第1項の報告書、第2項の規定による対応状況並びに前項の規定による報告及びその対応状況については、市議会ホームページ等に速やかに掲載します。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めます。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成29年12月5日から施行します。